

平成 31 年 2 月 1 日
文 部 科 学 省
高等教育局私学部私学行政課

**「学校法人制度の改善方策について（案）」に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について**

「学校法人制度の改善方策について（案）」について、平成 30 年 9 月 6 日から平成 30 年 10 月 5 日までの期間、電子メールを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 108 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見は別紙のとおりです。

【1】「1 はじめに」について

番号	項目	意見の概要
1	1(1)	1(1)において、急速なグローバル化の進展やソサエティ 5.0 等の経済社会の高度化が私立学校を取り巻く環境の変化として記載されているが、この要素は他の要素より優先して書くべきなのか。

【2】「2 学校法人の自律的なガバナンスの改善・強化について」について

番号	項目	意見の概要
2	2(1) H16 改正以降の動き	2(2)において、「学校法人制度においては、私立学校の自主・自律を基本とし、所轄庁の指導・監督は抑制的であるべきであり、学校法人内で運営上の諸課題が生じた場合、自らの手で解決していくことが基本である。」という基本原則を示されることは、重要だが、1つ前の「今日、他の法人制度の改革が進む中、学校法人についても社会の変化に対応し、公教育を行う機関としてふさわしいガバナンスに向けた不断の見直しが必要である。」との文の関係が明らかではない。
3	2(2) 方向性	2(2)について、法改正に向けた提言等については、私学の自主・自律性を尊重する観点から、より詳細な記述をすべきである。
4	2(3)① 中長期計画の策定	中長期計画の必要性に、大学の「専門分化が進み、専攻により転学が容易でない」ことが挙げられているが、学生の転学が容易でないと、なぜ中長期計画を策定しなければならないのか。
5	2(3)① 中長期計画の策定	中長期計画の策定を一律に義務付けることには反対である。不明瞭な財政予測に基づく一方的な人件費削減といった問題が生じることが懸念される。
6	2(3) ② 中長期計画の内容・期間	中長期計画策定の内容や期間について、各学校法人の裁量を認めることは妥当であるが、計画策定方法として、一義的に「データやエビデンスに基づく計画」を求めることは、その困難さや「最悪の見通し」を前提とした経営に繋がるため、適切ではない。
7	2(4)② ガバナンス・コード	ガバナンス・コードにおいて、外部理事の適切な人数等を盛り込むことは私学の自主・自立を損なうものであるため、反対である。
8	2(4)② ガバナンス・コード	ガバナンス・コードによりガバナンスの向上を目指すこと自体には賛同するが、①学校法人の多様性を認めること、②そのために、複数のコードの並立を認めること、③「Comply が原則」「Comply しても、Explain してもよい」など、どのようなモデルで策定をするかは策定団体にまかせること、④ガバナンス・コードを用いない場合には、そのことを Explain することを法令で義務付けること、に留意すべきである。

9	2(4)② ガバナンス ・コード	ガバナンス・コードについて、小規模法人に配慮したガバナンス・コードの作成を認めてもらいたい。
10	2(4)② ガバナンス ・コード	ガバナンス・コードの策定に関し、「まずは、文部科学大臣所轄法人を中心とした団体において取組みを開始することが想定され、」との記載があるが、専門学校についても、高等教育機関に肩を並べる存在となっているため、ガバナンス・コードの策定が必要ではないか。
11	2(4)② ガバナンス ・コード	学校法人の運営改善に関しては、拘束力のないガバナンス・コードではなく、私立学校法の改正によって対応すべき。
12	2(4)② ガバナンス ・コード	学校法人制度の改善方策としては、私立学校法等法省令の改正によるよりも、極力、私学の自主的なガバナンス・コード策定を奨励するべき。 また、今回のとりまとめにおいて、ガバナンス・コードに盛り込むことが考えられる事項のなかで、特に中長期計画に盛り込むべき内容や監事の選任方法、事業報告書に盛り込むべき内容、学校法人が相当割合を出資する会社に関する情報公開の推進の4点については、学校法人の裁量にまかせるべき事項であると考える。
13	2(5) 役員 の責任	評議員会が諮問機関であることに鑑み、評議員の責任を限定的なものとするは適切である。
14	2(5) 役員 の責任	役員 の善管注意義務や法人及び第三者に対する損害賠償責任について記載することに賛成。加えて、理事、監事、評議員が学校法人の役員 の責任追及の訴えを起こすことができる仕組みを私立学校法で定めるべき。
15	2(5) 役員 の責任	役員 の善管注意義務の明確化、法人や第三者に対する損害賠償責任の明確化については、民法上の解釈において既に定着しているので、私立学校法にあえて明文化する必要はないと考える。
16	2(5) 役員 の責任	役員 の責任の明確化については、他法人制度の比較や学校法人の公共性の観点だけでなく、学校法人制度の果たすべき役割を全うするための制度としてどうか、という観点から検討が必要である。
17	2(5)②イ 損害賠償責任	損害賠償に関する規定について、学校法人の実態に即し、可能な限り減免措置を講ずるべきである。
18	2(5)②オ 利益相反行為	利益相反行為については、記載の通り、代表権を持たない理事にも対象を拡大すべき。
19	2(6) 理事・理事 会機能	外部理事の定義付けがされていない。

20	2(6) 理事・理事会機能	外部理事には、特定のステークホルダーの利益を代表するものが含まれる可能性があり、利益相反的要素が含まれる可能性があることも踏まえ、そうした視点からの理事の責任についても言及すべきではないか。
21	2(6) 理事・理事会機能	経営サイドと教学サイドの連携について、法改正の提言であるのか、各大学への要望なのか不明である。
22	2(6) 理事・理事会機能	経営サイドと教学サイドの連携の重要性が記載されているが、学校法人の運営に当たっては当然のことであり、出来ていないがあること自体が問題である。
23	2(6) 理事・理事会機能	あたかも改革の主体が法人であり、教職員の参加意識を高める必要性が記載されているが、改革の中心は教職員であり、経営サイドが教学サイドに不当に介入しないこと、学部の改廃をはじめとする教学に関する重要事項は教授会の審議にかけるようにすべき。
24	2(7) 監事機能	監事機能の充実は賛成だが、監事の活動実績に応じた適切な報酬の支払いや、学内での補助組織等について検討すべき。
25	2(7) 監事機能	私立学校法第 39 条に基づき、監事は学校法人の役職員との兼職が禁止されておりますが、更に顧問および参与との兼職も禁止する必要があります。
26	2(7)監事機能	常勤監事の必置について、小規模の学校法人に配慮していただきたい。また、複数法人で監事をシェアする「共同常勤監査人（仮）」を認めていただきたい。
27	2(7) 監事機能	私立学校法第 39 条に基づき、監事は学校法人の役職員との兼職が禁止されているが、学校の教学面に関し、最も知識があるのは教職員であるため、教職員が監事となれるようにすべき。
28	2(7)② 監事機能	監事による理事の差止請求権、理事の監事への報告義務を新たに創設することにより、理事と監事との間の軋轢が生じることが懸念される。
29	2(7)② 監事機能	監事による理事の差止請求権、従わなかった場合の法的手続、理事の監事への報告義務、監事の理事会招集権を新たに規定することは、他法人制度との比較においても、妥当である。
30	2(7)② 監事機能	監事の理事に対する差止請求権に関する違法性判断の根拠や、理事の監事への報告義務についてに関し、著しい損害を及ぼす恐れが不明であり、更なる検討が必要である。 また、高校以下は小規模法人が多く、相互監視体制のような仕組みはなじまないため、大学法人と高校以下法人では取扱いを分けるべきである。

31	2(7)②ウ 監事の職務 対象	監事の職務内容を財務面だけでなく、教学面も対象とするともに、監査報告書の記述内容を充実することとされている。小規模法人においては、常勤監事のなり手も少なく、実現可能性に疑問が残るため、監事の職務対象を大学法人と高校以下法人で分けることや、非常勤監事の職務対象は軽減させることも併せて検討すべきである。
32	2(7)②ウ 監事の職務 対象	監事の職務対象については、学校法人の業務は財務面と教学面が密接に関係しているので、その一定の範囲を明文化する方向で検討すべきである。また、過剰な責務の設定は望ましくない。 また、監事の監督はだれが行うのか、という観点の検討も必要である。
33	2(7)②ウ 監事の職務 対象	監事の職務内容に、教学面も含めることは反対である。
34	2(7)②ウ 監事の職務 対象	監事の職務対象として、①出資会社調査権、②理事会への出席義務、③理事会及び評議員会への意見陳述権を明記すべき。
35	2(7)②ウ 監事の職務 対象	監事の監査対象に、「学校法人の業務」「学校法人の財産の状況」があり、これに「理事の業務執行」を追加することが提案されているが、「学校法人の業務」については、財産に着目すれば適法・違法の判断が容易であるが、その他については、不定形であり、適法・違法の判断が困難であるため、両者に差があることを明示すべきである。
36	2(8)① 評議員会機 能	評議員会の権限が強化されると、学長や教授会との間で責任が不明確となるとともに、理事長のリーダーシップが削がれることとなるため、評議員会の権限強化には反対である。
37	2(8)① 評議員会機 能	学校法人のガバナンス強化の観点から、評議員会を諮問機関ではなく、他法人と同様に、理事及び理事会を監督する機関、議決機関とすべき。また、役員を選任に関しても、評議員会の議決事項とすべき。
38	2(8)①評議 員会機能	評議員会を引き続き諮問機関とすることは適切であると思うが、評議員会機能の実質化のために、相当程度役割を増大しているため、評議員に求められる資質、選任方法、行動規範等について併せて言及すべき。
39	2(8)①評議 員会機能	評議員会に意見を求める計算書類は原本とするとともに、評議員が請求した時は、学校法人は会計帳簿の閲覧と写しの交付を行わなければならないよう定めるべき。
40	2(8)①評議 員会機能	評議員会の構成について、教職員を4割以上とすることや理事数の2倍超4倍未満とすること、民主的な手続きにより選任されることを定めるべき。

41	2(8)② ア 理事と評議員の兼務	他の法人制度と同様、理事が評議員を兼務することを禁止すべき。
42	2(8)②イ 中長期計画策定への関与	安定的な学校法人運営のために、評議員会の知見を借り、積極的にその協力を求めるべき旨が記載されているが、評議員が協力することで安定的な運営が行われるのはなぜか。
43	2(8)②ウ 役員報酬基準への関与	役員報酬基準策定の際に、評議員会の意見を聞くこととすべきであるとされているが、評議員が意見を述べるのは難しいのではないか。
44	2(8)②ウ 役員報酬基準への関与	役員報酬基準について、寄付行為における定め、もしくは評議員会の議決を必要とすべき。
45	—	理事会について、過半数の出席を下回る数で議事決することができる寄附行為の規定を置くことを禁止すべき。また、書面による意思表示をした者は出席者とみなさないようにすべき。
46	—	学校法人の役員の任期を法定すべきである。
47	—	学校法人の役員の選任について、財務経理の知見のあるものを入れることを明確にすべき。

【3】「3 学校法人の情報公開の推進について」について

		意見の概要
48	3(2) 情報公開	学校法人の情報公開については、既に私立学校法、私立学校振興助成法、学校教育法に基づき複層的に定められ、社会にむけた情報の公開が推進されている点などを留意する必要がある。
49	3(2)② 情報公開	文部科学大臣を所轄庁とする学校法人と、都道府県知事を所轄庁とする学校法人とで、貸借対照表等の情報公開について、扱いを分けているが、学校法人が公的な補助を受けているという観点から、すべての学校法人において、貸借対照表等の公表を義務付けるべきである。 ただし、一定基準未満の小規模な学校法人については公表対象から除外することも考えられる。
50	3(2)② 情報公開	高校以下の都道府県知事所轄法人は、規模が小さく活動範囲も狭いこと、私学助成を通じて都道府県の監査を受けていることから、情報公開の範囲を、文部科学大臣所轄法人と、都道府県知事所轄法人で区別することは妥当である。

51	3(2)② 情報公開	文部科学大臣を所轄庁とする学校法人について、貸借対照表等が公表の対象とされている一方で、財産目録、監事の監査報告書について、公表の対象とすべき。
52	3(2)② 情報公開	「公開」「公表」の意味が不明確であるため、明確にすべき。
53	3(2)③ 事業報告書	事業報告書に関し、「単に財務書類の補足に留まらず、学校法人としての活動を学校関係者や社会に分かりやすく示すため、最低限記載しておくべき内容を文部科学省としてさらに詳細に示すべきである。」との意見に賛成します。また、下部にある<記載すべきと考えられる事項例>に列挙されている項目は、いずれも事業報告書の記載事項に追加すべきであると考えます。
54	3(2)③ 事業報告書	事業報告書について、報告書の利用者を想定し、その利用者の関心が高い情報を記載する必要がある。
55	3(3) 会計監査	現在私学助成を受ける学校法人のみについて義務付けされている会計監査人による監査について、国や自治体から公的補助を受ける全ての学校法人に対し、監査を義務付けるべき。
56	3(3) 会計監査	会計監査人による監査について、私立学校振興助成法から私立学校法に移すことには賛同するが、なお検討課題となっているのはなぜか。
57	3(3) 会計監査	学校法人の計算書類等の外部監査の根拠規定を私学法に移すに当たっては、公認会計士等の独立性の確保と権限の強化を図り、法的な立場を明確にすべき。
58	3(3) 会計監査	学校法人の計算書類等の外部監査の根拠規定を私学法に移すに当たっては、一定規模以下の学校法人を免除することや、現行の私立学校振興助成法に基づく監査のあり方を再考し、実務が過剰な負担とならないような調整を図ることが必要である。
59	3(3) 会計監査	学校法人の計算書類等の外部監査の根拠規定を私学法に移すに当たっては、学校法人会計基準の在り方に関する検討会において平成 25 年 1 月 31 日に提出された報告書の事項について改めて検討を行うことが考えられる。
60	3(3) 会計監査	学校法人の計算書類等の外部監査の根拠規定を私学法に移すに当たっては、私立学校法第 47 条において規定される財産目録等の作成期限を 1 か月延長し、3 か月とすべき。また、会計監査と理事会承認の先後関係を明確化すべき。
61	3(4) 出資会社	出資会社に対する情報公開について、私学法において明記すべきである。 また、出資割合が 2 分の 1 未満であっても、役員名や財務諸表を開示し、監査対象とすべき。

62	—	学校法人により開示された情報が、ステークホルダーによって実体的にも、手続き的にも適正に利用されることが重要である。
63	—	現状では、学校法人が役員等に関し、代表権を有する者の氏名等についてのみ登記することとなっているが、情報公開や議事録における役員指名の真正性の担保を図る観点からも、その他の理事、監事および評議員について、登記事項とすべき。
64	—	学校法人が閲覧・公表に応じない場合には、私学法上の罰則を適用すべきである。

【4】「4 文部科学大臣所轄法人を中心とした学校法人の経営の強化について」

		意見の概要
65	4(1) 経営強化	各私立大学の特色化・強みのある分野への資源集中を本格的に促していくことは、私学の自主性を損なうものではないか。
66	4(2)・(3) 連携統合 学部譲渡	学校法人の連携・統合や学部・学科単位での事業譲渡において、労働者保護の観点からの提言を盛り込むべき。
67	4(4) 経営指導	「4(4)については、平成30年7月30日高等教育局長名で発出された通知で導入されたものが想定されていると考えるが、別の提言（私立大学等の振興に関する検討会議）に基づき、導入された制度については、単純に実施することを記載するのではなく、PDCAの対象とすることを提言すべきである。
68	4(4)② 経営指導	学校法人運営調査による「新しい経営指導のスキーム」を活用した経営指導を実施することは、複合的な要因があるにもかかわらず、経営力の観点のみから行政指導の強化により私立大学の撤退を促進することであり、不適切である。

【5】「5 学校法人の破綻処理手続の明確化について」について

		意見の概要
69	5(1) 破綻処理手 続き	解散に際して、原則として清算人となる規定を改め、ほかの方法によって選任されたものがある場合には、その者のみが清算人となることを許容すべきである。
70	— 破綻処理手 続き	学校法人の破綻処理にあたっては、労働者保護の観点に記載すべきであり、教職員に対する未払い賃金支払いのための特別補助金を創設するとともに、退職給与についても保護されるような仕組みを作るべき。

【6】その他

		意見の概要
71	—	国際水準での最高学府は私立の学校であるため、公立の学校を廃止すべきであり、私立学校に統合すべき。
72	—	学校法人制度の見直しにあたっては、小規模の学校法人に配慮すべきである。
73	—	学生による犯罪行為を学校が発見した場合、捜査機関に告発するようにしていただきたい。
74	—	学校法人の理事長が欠けた場合の、理事長の職務を代理する理事に関する登記ができない登記手続き上の問題を解決すべき
75	—	学校法人におけるハラスメント対策・対応について、行政サイドがよりサポートすべき。
76	—	そもそも私学助成が国立大学と比して低いことが、私立学校の経営困難の原因であるにもかかわらず、私立学校の経営困難を理由に、私立学校に対する管理強化を強調するのは責任の放棄である。
77	—	「取組み」「取組」、「あたり」「当たり」など、用語の統一や修正をするべき。
78	—	私立学校法の整備にあたっては、私学の自主性・多様性に配慮し、公費補助による制御過剰とならないようにすべき。